

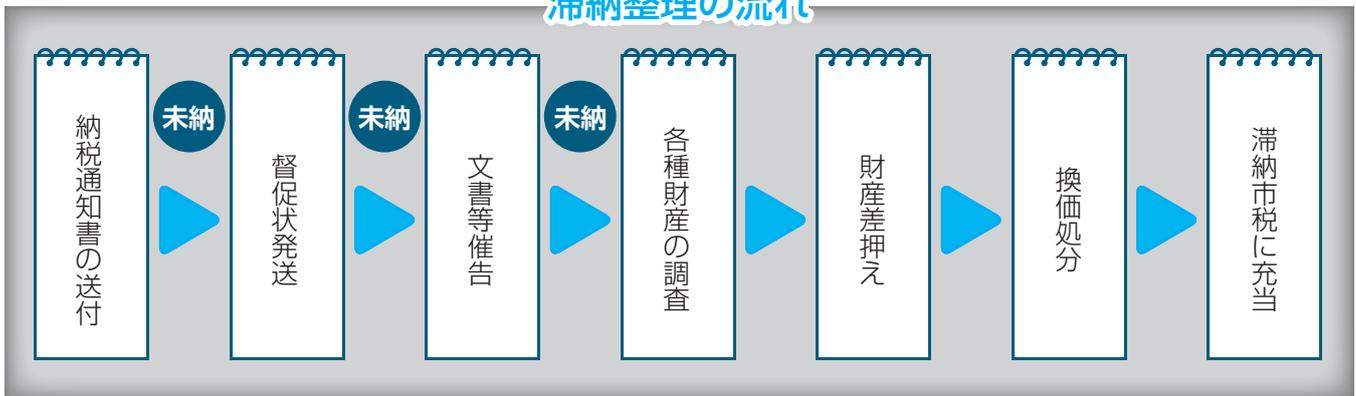
税金の滞納はルール違反！

10月以降、県下一斉「給与差押え」を実施！

市では、税収確保、公平性確保のため、佐賀県滞納整理推進機構や県内市町との連携で、給与差押えを実施します。

税金が未納の人は、早急に納付していただくか、一括納付が難しい場合は納税相談のため税務課窓口までお越しください。

滞納整理の流れ



地方自治法第331条では、督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、財産を差押えなければならないと規定されています。



市税滞納者には タイヤロックも行います

多久市では、債権（預貯金・保険契約・給与・年金等）を中心とした差押えを行っておりますが、動産の差押えも行っています。その取り組みのひとつが自動車や二輪車への「タイヤロック」です。

市民のみなさん、自主納税・納期内納付にご協力ください。

市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の納期内納付をお願いします。
納付は口座振替が便利です。振替日は毎月25日です。
ただし、25日が土曜日・日曜日・祝日の場合は翌営業日となります。



■問い合わせ 税務課 納税係 ☎75-6115